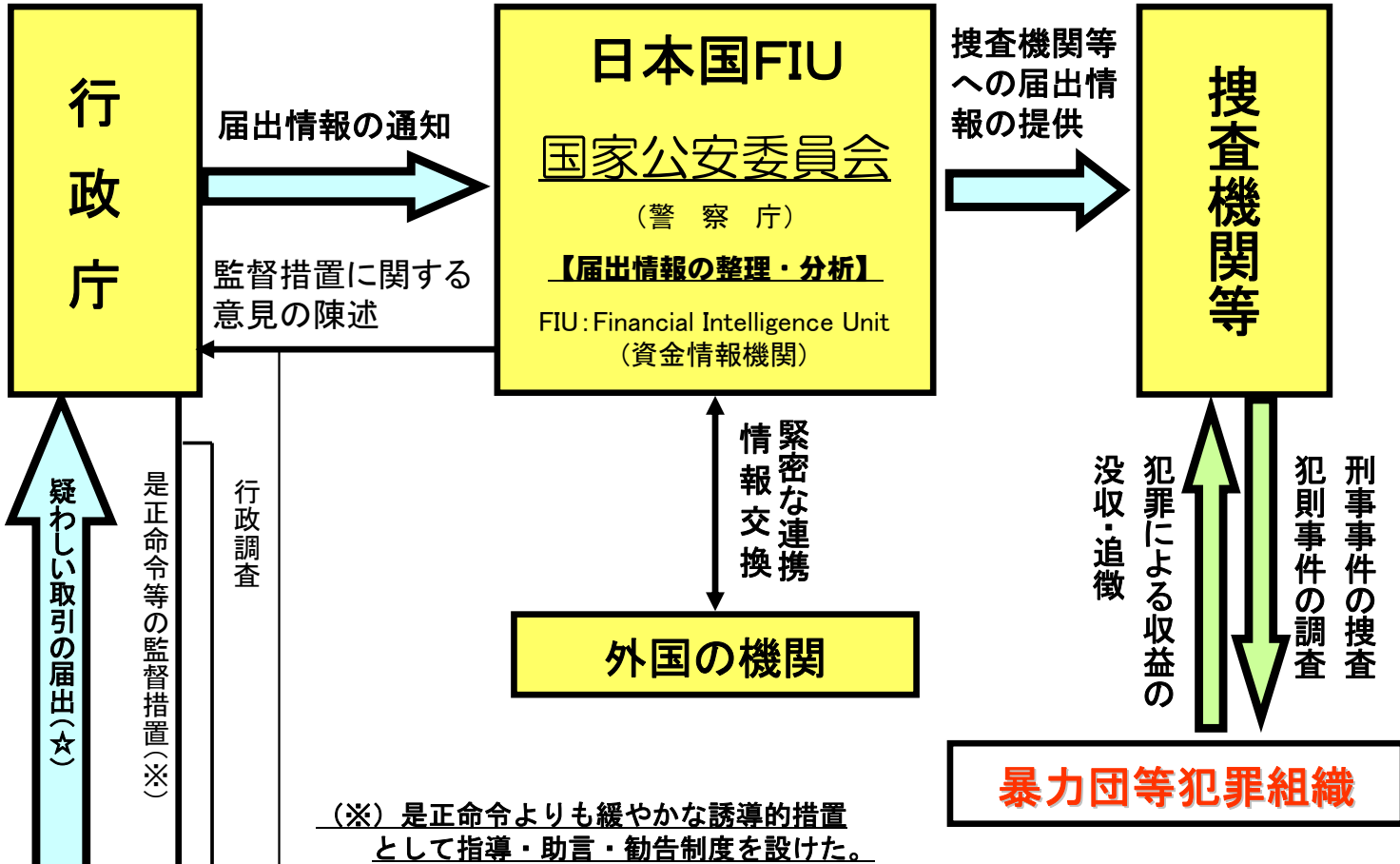


犯罪による収益の移転防止に関する法律



(※) 是正命令よりも緩やかな誘導的措置として指導・助言・勧告制度を設けた。

特定事業者		
疑わしい取引の届出		
顧客等の本人確認・取引記録等の保存		
金融機関(※)、ファイナンスリース業者、クレジットカード業者 宅地建物取引業者、貴金属等取引業者 郵便物受取・電話受付サービス業者 ◆金融機関以外の特定事業者の届出義務等の施行日は平成20年3月1日の予定	司法書士 行政書士 公認会計士 税理士 (☆疑わしい取引の届出義務の対象外)	弁護士

(※) 銀行その他類似の金融機関については、為替取引に係る通知義務あり。

(注) 弁護士による本人確認・取引記録等の保存に相当する措置については、本法に定める司法書士等の例に準じて日本弁護士連合会の会則の定めるところによる。監督は、日本弁護士連合会が行う。